

宍粟市教育委員会規則第6号

宍粟市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年4月10日

宍粟市教育長 西岡章寿

宍粟市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

宍粟市教育委員会事務局組織規則（平成17年宍粟市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

部	課	係
教育部	教育総務課	教育総務係
	学校教育課	教職員係
		学校指導係
	こども未来課	こども企画係
		こども育成係
	施設整備課	施設整備係
社会教育文化財課	社会教育文化財係	

別表中

		総合教育会議に関する事 他の課の所掌に属しない事務に関する事
	教育企画係	小学校の適正規模化に関する事 教育施設の維持管理、設計施工、修繕、入札、契約に関する事 耐震診断及び補強改修の事務に関する事 大規模改造工事等の計画及び事務に関する事 教具その他の設備に関する事 教育施設の行政財産の使用許可に関する事

を

「

		総合教育会議に関する事 小学校の適正規模化に関する事 他の課の所掌に属しない事務に関する事。
--	--	--

」

に、

「

		その他学校教育の指導に関する事。
こども未来課	こども企画係	幼保一元化に関する事。 認可保育園に関する事。
	こども育成係	公立保育所の管理運営に関する事。

」

を

「

		その他学校教育の指導に関する事。
こども未来課	こども企画係	幼保一元化に関する事。 認可保育園に関する事。 預かり保育、学童保育に関する事。
	こども育成係	公立保育所の管理運営に関する事。

」

に、

「

		特別保育の指導に関する事。 預かり保育、学童保育に関する事。 幼稚園・保育所評価に関する事。
--	--	--

」

を

「

		特別保育の指導に関する事。 幼稚園・保育所評価に関する事。
--	--	----------------------------------

」

に、

「

		特別支援教育・保育に関すること。
社会教育文化財課	社会教育係	生涯学習の総合的な計画及び推進に関すること。

を

「

		特別支援教育・保育に関すること。
施設整備課	施設整備係	教育施設の維持管理、設計施工、修繕、入札及び契約に関すること。 耐震診断及び補強改修の事務に関すること。 大規模改造工事等の計画及び事務に関すること。 教具その他の設備に関すること。 教育施設の行政財産の使用許可に関すること。
社会教育文化財課	社会教育文化財係	生涯学習の総合的な計画及び推進に関すること。

に、

「

		芸術・文化に関すること。 市民スポーツ事業の総合的な計画に関すること。 市民スポーツ及びレクリエーション施設の設置及び廃止に関すること。 その他生涯学習の推進に関すること。 人権教育に関すること。 人権教育推進団体の指導・育成に関すること。 人権教育関係機関との連絡・調整に関すること。
	文化財係	文化財の保全及び活用に関すること。 国・県・市指定文化財の保護及び調査・活用に関すること。

を

「

		芸術・文化に関すること。 その他生涯学習の推進に関すること。 人権教育に関すること。 人権教育推進団体の指導・育成に関すること。 人権教育関係機関との連絡・調整に関すること。 文化財の保全及び活用に関すること。 国・県・市指定文化財の保護及び調査・活用に関すること。
--	--	---

」

に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。